

マスメディア集中排除原則と 認定放送持株会社制度について

平成25年4月17日

事務局

目次

1. マスメディア集中排除原則

1-1 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準(マスメディア集中排除原則)	4
1-2 マスメディア集中排除原則における「支配関係」の基準①(議決権)	5
1-3 マスメディア集中排除原則における「支配関係」の基準②(役員兼任)	6
(参考)「放送対象地域」とは	7
1-4 マスメディア集中排除原則の特例①(ラ・ラ／ラ・テ特例)	8
1-5 マスメディア集中排除原則の特例②(隣接特例／経営困難特例)	9
1-6 マスメディア集中排除原則の特例③(衛星基幹放送における特例)	10
(参考)平成21年総務省令第7号による制度改正	11

2. 認定放送持株会社制度

2-1 認定放送持株会社制度活用のメリット	13
2-2 認定放送持株会社制度の活用イメージ	14
(参考1)制度検討時における指摘	15
(参考2)認定放送持株会社の一覧	16
2-3 認定放送持株会社制度を活用した場合におけるマスメディア集中排除原則の特例	17
(参考)認定放送持株会社による傘下の地上基幹放送事業者の議決権の保有比率について (放送対象地域が重複しない場合)	18
2-4 認定放送持株会社制度を活用した場合にマスメディア集中排除原則の緩和が可能となる理由	19
2-5 認定放送持株会社における「資産割合制度」	20
(参考1)認定放送持株会社の貸借対照表(資産の部)と資産割合制度の対応関係	21
(参考2)密接関連業務の内容	22

1. マスメディア集中排除原則

1-1 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）

放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条（基幹放送普及計画）

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS 等（東経124/128度CS、ケーブルテレビ等は含まれない）

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

放送法 第93条第1項、第2項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定
※省令においてマスメディア集中排除原則の特例等を規定

※一般省令＝基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令
持株省令＝基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令

認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分（放送法第93条第1項第4号）

基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

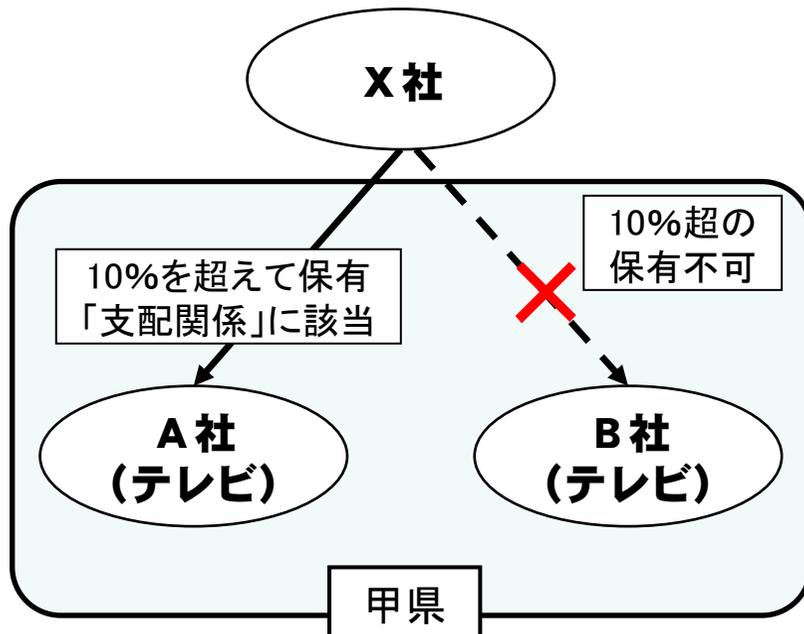
- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者

1-2 マスメディア集中排除原則における「支配関係」の基準①（議決権）

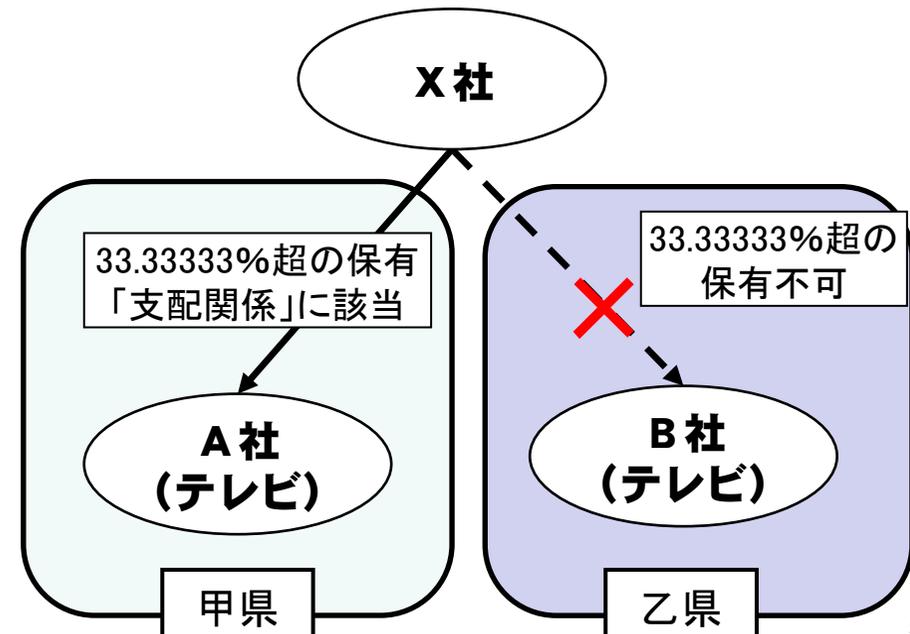
- (1) 放送対象地域が重複する場合：10分の1を超える議決権の保有（一般省令第8条第1項）
- (2) 放送対象地域が重複しない場合：100分の33.33333を超える議決権の保有（一般省令第8条第2項第1号）
＜平成23年6月改正で規制緩和：20% → 33.33333%＞

※衛星基幹放送については、放送対象地域の重複の有無に関わらず、100分の33.33333を超える議決権の保有（一般省令第8条第2項第2号）

(1)の例



(2)の例

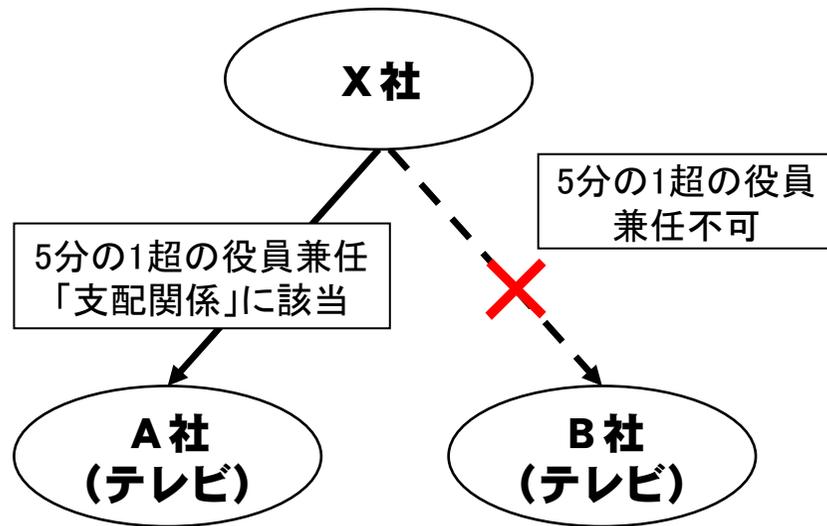


1-3 マスメディア集中排除原則における「支配関係」の基準②(役員兼任)

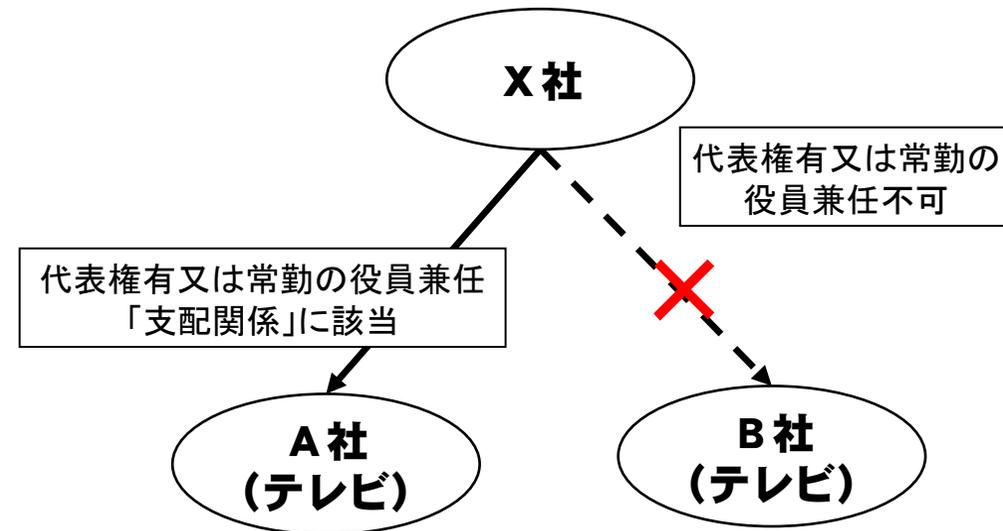
(1) 5分の1を超える役員兼任 (放送法第93条第2項第3号、一般省令第9条)

(2) 代表権を有する役員、常勤役員の兼任 (放送法第93条第2項第2号)

(1)の例



(2)の例



(参考) 「放送対象地域」とは

放送対象地域： 同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域

(放送法第91条第2項第2号)

【主な放送対象地域】(民間放送事業者) (基幹放送普及計画)

放送の区分		放送対象地域による区分
地上基幹放送	テレビジョン放送 ／中波放送 (AMラジオ)	広域放送 ・関東広域圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の7都県) ・近畿広域圏(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の6府県) ・中京広域圏(岐阜県、愛知県及び三重県の3県)
		県域放送
	超短波放送 (FMラジオ)	県域放送
		コミュニティ放送(一の市町村(特別区を含む。)における需要に応えるた めの放送)
衛星基幹放送	BS放送／東経 110度CS放送	全国放送

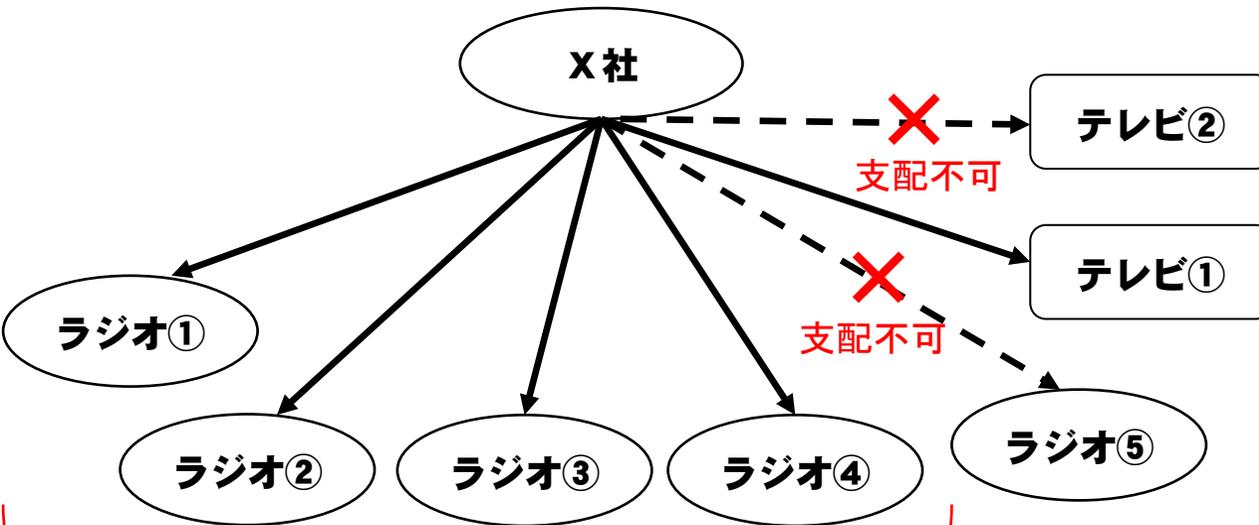
1-4 マスメディア集中排除原則の特例①（ラ・ラ／ラ・テ特例）

ラ・ラ／ラ・テ特例（一般省令第3条第1項第1号及び第2号）

放送対象地域の重複の有無にかかわらず、以下の範囲内まで適用除外（支配可）

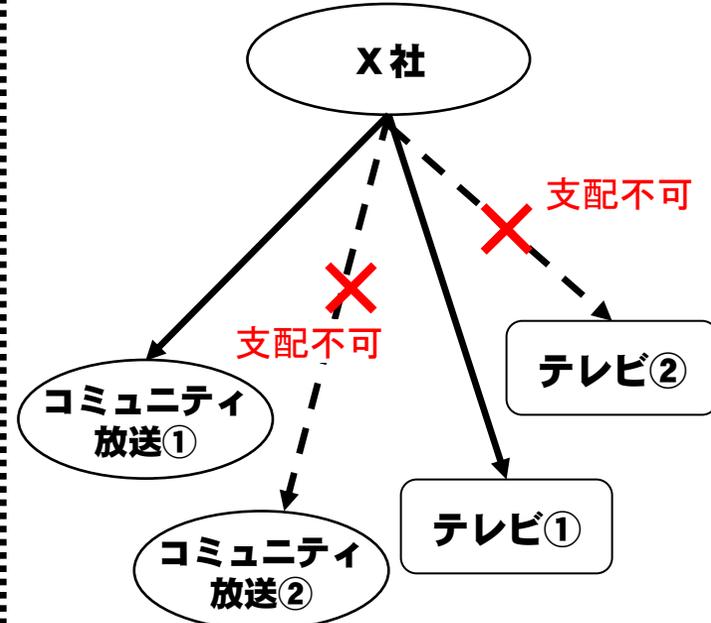
- (1) ラジオ4局（コミュニティ放送を除く）
 - (2) ラジオ4局（コミュニティ放送を除く）・テレビ1局
 - (3) コミュニティ放送1局・テレビ1局
- } <平成23年6月改正で規制緩和：ラジオ1局 → 4局まで>

(1)、(2)の例



コミュニティ放送は不可

(3)の例



【ラジオ4局緩和活用事例(計4例)】

- ・(株)とちぎテレビ → 支配 → (株)エフエム 栃木 (FM)
- ・(株)とちぎテレビ → 支配 → (株)栃木放送 (AM)
- ・(株)FM802 (FM) ← 事業譲渡 → 関西インターメディア(株)(FM)
- ・(株)岐阜新聞社 → 支配 → 岐阜放送(株)(AM)
- ・(株)ニッポン放送(AM) → 支配 → 岐阜エフエム(株)(FM)
- ・(株)ニッポン放送(AM) → 支配 → (株)J-WAVE (FM)

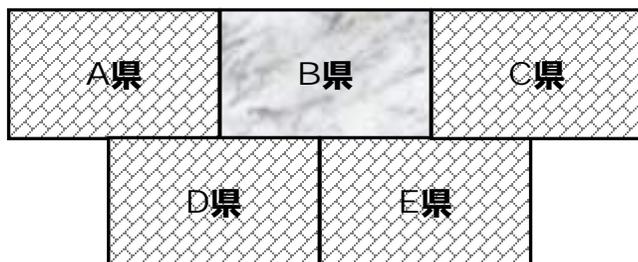
1-5 マスメディア集中排除原則の特例②（隣接特例／経営困難特例）

広域連携地域における兼営特例（隣接特例）

<平成16年導入>
(一般省令第3条第1項第3号)

連携の対象となる全ての放送対象地域（広域放送を除く）がそのうちいずれか一つの放送対象地域に隣接する場合は適用除外（支配可）

【例1】



【例2】



【これまでの活用事例】
・なし

経営困難特例

<平成16年導入>
(一般省令第3条第1項第6号)

経営困難時（以下の要件のいずれかに合致する場合）には、適用除外（支配可）

- ① 会社更生法の更生手続開始の決定があったこと。
- ② 民事再生法の再生手続開始の決定があったこと。
- ③ 過去2年間連続債務超過であって、債務超過の年度を含めて過去3年間連続経常損失が生じていたこと。

【これまでの活用事例】
・平成20年11月1日～平成23年10月31日 1社 9

1-6 マスメディア集中排除原則の特例③（衛星基幹放送における特例）

衛星基幹放送における特例（一般省令第4条）

申請者及びその支配関係者が保有する周波数^(※)の合計が以下の範囲内であれば適用除外（支配可）

区分 申請者	BS放送	東経110度 CS放送
地上基幹放送事業者 及びその支配関係者	× <small>（2分の1以下の議決権保有は可能）</small>	2周波数 ^(※)
上記以外の者	4周波数 ^(※)	

※ 衛星基幹放送においては、1周波数で高精細度テレビジョン放送2～3番組送信可能。

(参考) 平成21年総務省令第7号による制度改正

1. 東経110度CS放送のBS放送との一体化

BS放送及び東経110度CS放送は、同一の軌道位置(東経110度)にある人工衛星により行われる放送であること、かつ、近年、これらの放送を共に受信することが可能なBS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の普及が急速に拡大している状況にあること等を踏まえ、東経110度CS放送については、他のCS放送とは異なり、BS放送と一体として普及を図るべき基幹放送として位置づけることとされた。

2. BS放送に係るマスメディア集中排除原則の規制緩和

従前は、①地上基幹放送事業者及びその支配関係者によるBS放送の保有は禁止(注:2分の1以下の議決権保有は可能)されており、②それ以外の者によるBS放送の保有は0.5周波数以内に制限されていたところ、上記BS放送及び東経110度CS放送の普及政策の一体化に伴い、後者(②)については両放送全体として4周波数以内を保有可能とする大幅な規制緩和が行われた。

3. 地上基幹放送事業者等によるBS放送の保有

他方、前者(①)の地上基幹放送事業者等によるBS放送の保有については、これを解禁することによる我が国の放送の多元性、多様性及び地域性に与える影響を考慮し、かつ、当時は地デジ完全移行を目前に控え三波共用受信機の普及が急速に拡大している等、地上放送及び衛星放送をめぐる環境や関係性が流動的な状況にあったこと等をも踏まえ、規制緩和は見送られた。

2. 認定放送持株会社制度

2-1 認定放送持株会社制度活用のメリット

①資金調達の容易化

持株会社を通じてグループ全体の資金調達を行うことにより、デジタル化に伴う傘下の放送事業者の資金調達が容易になり、さらには、その経営基盤の強化に資する。

②経営資源の効率的運用

競争の激化、広告市場の伸び悩み等の厳しい経営環境にあって、人材、資金、設備等について経営資源の効率的運用が可能となる。具体的には、一般管理部門を持株会社に集中することやコンテンツのマルチユースに向けた著作権処理を持株会社において一元的に行うこと等による事業の効率化が考えられる。

③連携ニーズへの柔軟な対応

通信・放送分野や他分野で各種競合や連携が進展する中で、放送事業者相互間や、放送事業者と通信事業者との間の連携ニーズに柔軟に対応できる。

④放送事業経営の安定性確保

通信・放送融合に関する新規事業等を放送事業者の一部門として展開するのではなく、その新規事業を放送事業と同様に持株会社の子会社の事業として位置付けることにより、安定性が求められる放送事業に直接リスクを及ぼすことなく事業を展開することが可能となる。

⑤競争力の強化

以上を通じて、我が国の放送産業の国内的及び国際的な競争力の強化に資する。

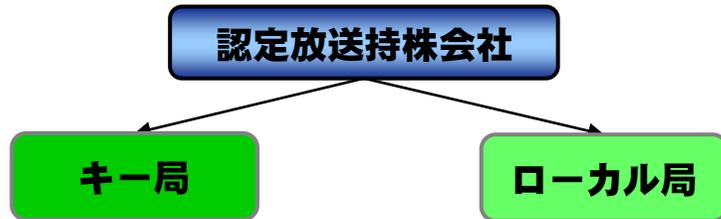
(注)「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告(平成18年10月6日)より作成

※ 例えば、ラテ兼営局がテレビ局とラジオ局に分社化し認定放送持株会社制度を活用した場合、兄弟会社化によるラジオ事業の自立性の一層強化(責任の明確化)、将来の事業再編への布石(さらなるテレビ局、ラジオ局や新規事業会社の子会社化が可能)といったメリットもある。

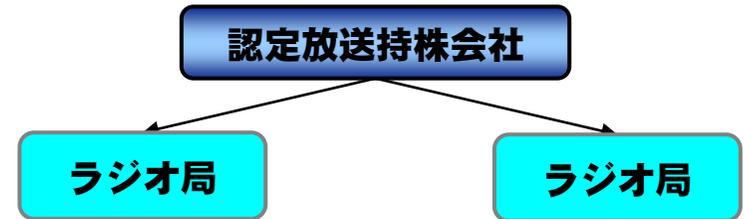
2-2 認定放送持株会社制度の活用イメージ

認定放送持株会社制度は、キー局が経営状況の厳しいローカル局を救済することを可能とするのみならず、キー局がBS放送局や経営状況の良いローカル局を経営統合すること、ローカル局同士が経営統合することなど、様々な形態での活用を予定している制度である。

テレビ系列型



ラジオ系列型



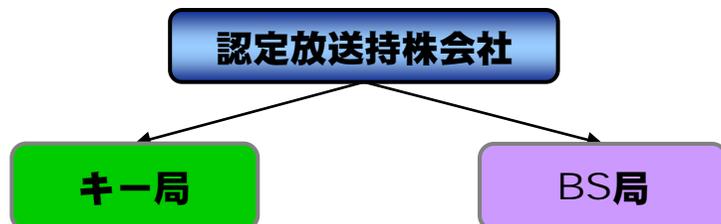
ローカル局型



テレビ・AM型



地上・BS型



(参考1) 制度検討時における指摘

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告書(平成18年10月6日)抜粋

第3章 持株会社を活用した民放経営の在り方

1 放送分野における持株会社の活用

(1) 現行放送制度における持株会社の位置付け

(略)近時、放送のデジタル化やいわゆる通信と放送の融合が進展する中で、

- ① 地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等に多額の資金需要が生じてきたこと
- ② 競争の激化等の厳しい経営環境にあつて、経営のより一層の効率化が必要となってきたこと
- ③ 通信等の放送周辺分野との連携強化が不可避な趨勢になってきたこと

等、放送事業について様々な課題が生じてきており、これらに対処するため、持株会社を活用するニーズが高まってきた。

このため、放送法制定時(昭和25年)には想定されていなかった複数の放送事業者を子会社とする持株会社(以下「放送持株会社」という。)について、経営の選択肢を拡大する観点から、現行制度との整合性を確保した上で制度を整備することについて検討した。(略)

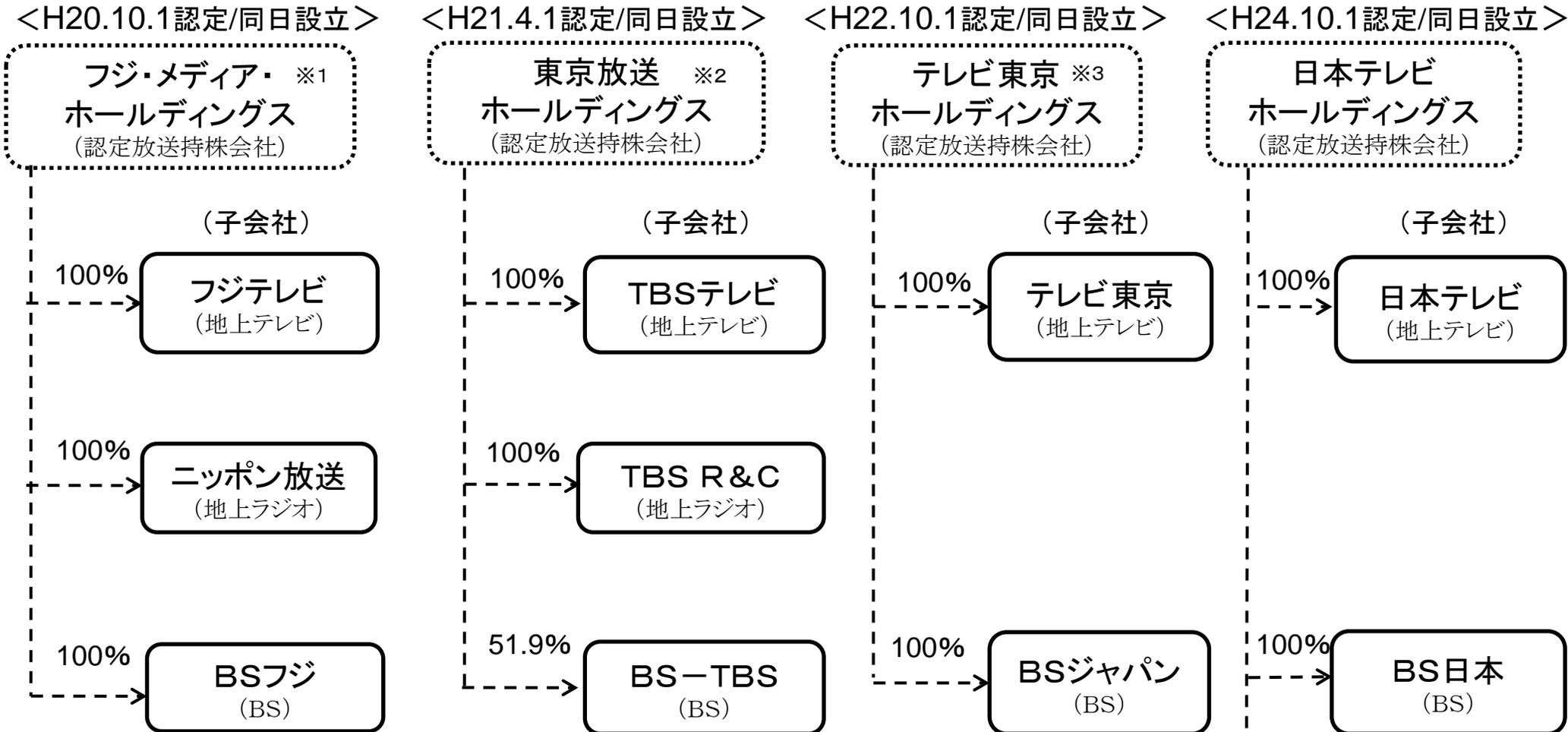
2 放送事業者を子会社とする持株会社の制度化

(5) 放送持株会社の形態

放送持株会社を制度化した場合、これをどのような事例で活用するかは個々の放送事業者の経営判断の問題であるが、本報告は主に次のような事例を前提として取りまとめられた。

- ① キー局とその系列下の異なる地域のローカル局が子会社となる形態(ラジオについても同様の場合が考えられる。)
- ② これに加え、資本関係等があるラジオ、BS放送・CS放送といった衛星放送事業者(電気通信役務利用放送事業者を含む。)等の複数のメディアにかかわる放送事業者が子会社となる形態
- ③ 一定のエリア(九州地方等)内にある異なる地域の複数のローカル局が子会社となる形態

(参考2) 認定放送持株会社の一覧 (H25.3.1現在)



※1 BSフジは、設立時は含まれず、H22.4.1時点で完全子会社化
 フジ・メディア・ホールディングスは、サテライト・サービス(東経110度CS)の株式を保有

※2 BS-TBSは、設立時は含まれず、H23.7.1時点で子会社化
 東京放送ホールディングスは、C-TBS(東経110度CS)の株式を保有

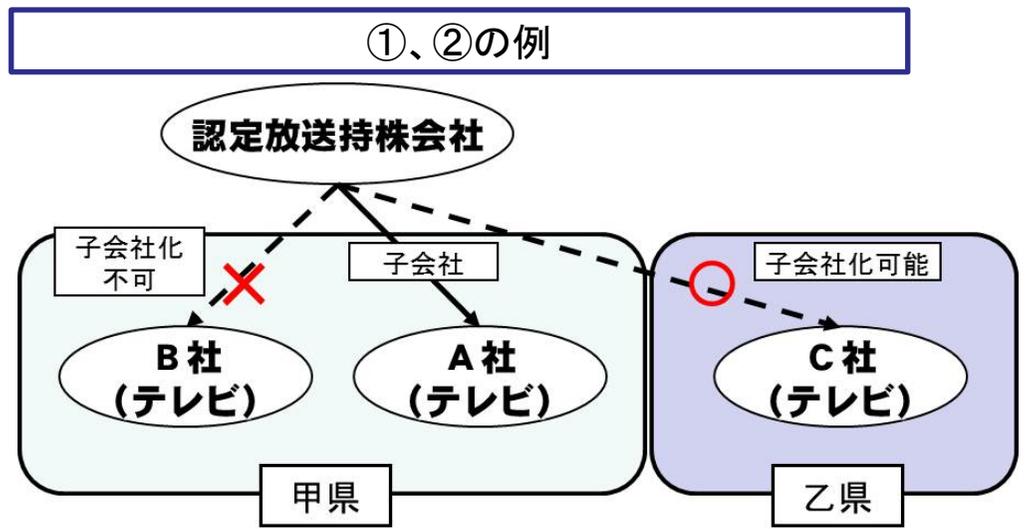
※3 設立時に子会社であったFMインターネットウェーブは、H.24.6.1に(株)キノシタ・マネージメントに譲渡済

2-3 認定放送持株会社制度を活用した場合におけるマスメディア集中排除原則の特例

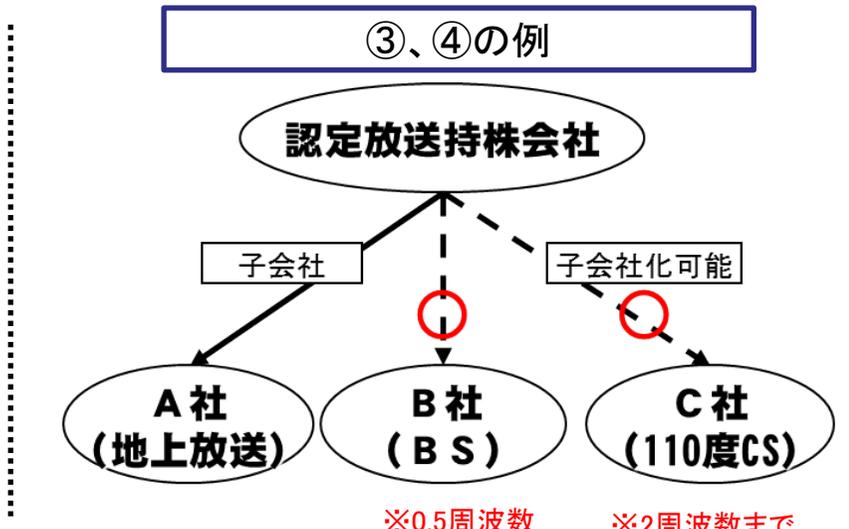
	制度を活用しない場合	制度を活用した場合
①地上基幹放送(子会社の放送対象地域が重複する場合)	複数局の保有原則不可	同左
②地上基幹放送(子会社の放送対象地域が重複しない場合)	複数局の保有原則不可	<p>12放送対象地域まで保有可 (→活用の例なし)</p> <p>※広域圏については都府県数で計算(関東7、近畿6、中京3) ※一の子会社が2以上の放送対象地域に係る地上基幹放送を兼営することは原則不可(別会社要件) ※12まで保有可能であることから経営困難特例は適用されない</p>
③衛星基幹放送(BS放送)	保有不可 ※2分の1以下の議決権保有は可能	<p>合計0.5周波数まで保有可 (→全ての認定放送持株会社で活用)</p> <p>※一の子会社が地上基幹放送及びBS放送を兼営することは不可(別会社要件)</p>
④衛星基幹放送(東経110度CS放送)	合計2周波数まで保有可	同左

「12地域特例」
(持株省令第3条第1号ロ)

「BS放送特例」
(一般省令第4条第2項第1号イ)



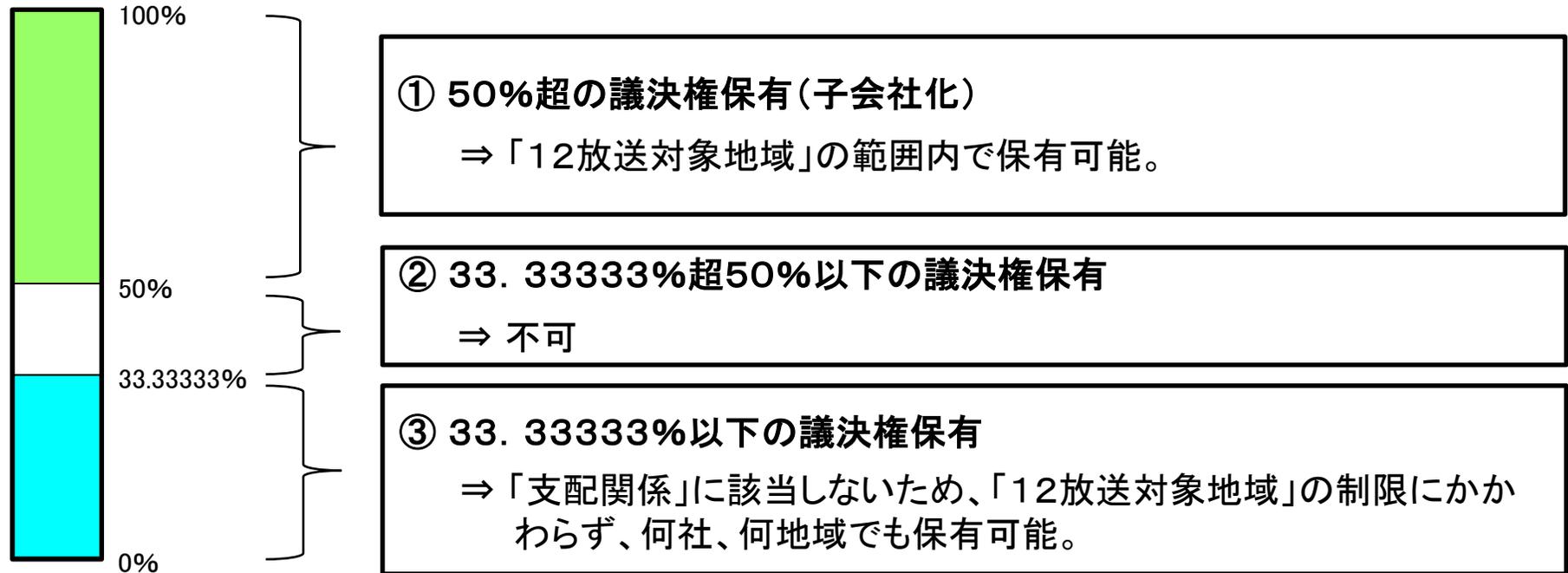
※ 12放送対象地域まで可



※0.5周波数まで保有可

※2周波数まで保有可

(参考) 認定放送持株会社による傘下の地上基幹放送事業者の議決権の保有比率について (放送対象地域が重複しない場合)



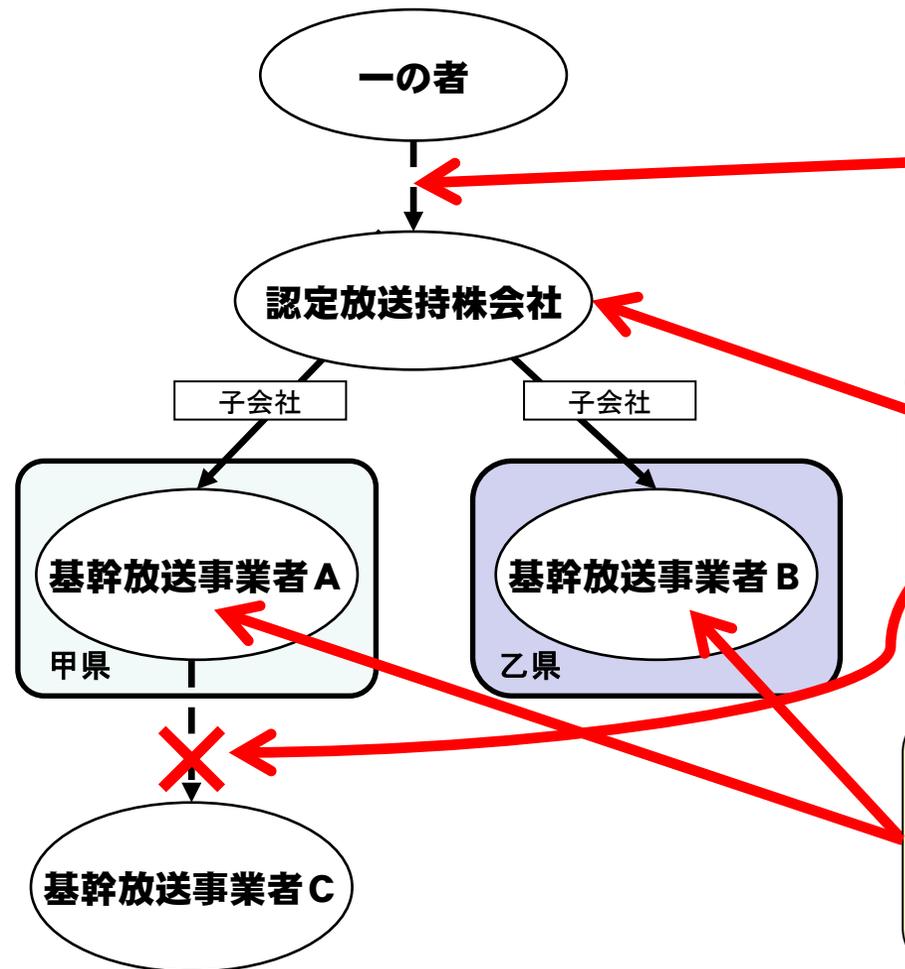
(備考)

認定放送持株会社の制度は、複数の基幹放送事業者を「子会社」(50%超の議決権保有)として有する持株会社形態を経営の選択肢とし、そのグループとしての一体的経営力を強化し、事業の効率化等を推進することを念頭に設けられた制度であるため、その傘下に置くことができる基幹放送事業者は、地上／衛星の別を問わず、基本的に「子会社」に限定されたところ。

他方、「子会社」未滿(33.33333%超50%以下)の議決権保有によって「支配」する形態は、他にも支配する者が存在し得るものであり、持株会社のグループ全体としての一体的経営力の強化に必ずしもつながらない場合があることから、このような形態については規制緩和の対象から見送られた。

2-4 認定放送持株会社制度を活用した場合に マスメディア集中排除原則の緩和が可能となる理由

認定放送持株会社制度においては、以下のとおり、一の者（認定放送持株会社）が複数の基幹放送事業者を子会社化することによる、我が国の放送の多元性、多様性及び地域性への影響を最小限に止めるための一定の仕組みが確保されていることから、マスメディア集中排除原則の一定程度の緩和が認められている。



① 放送の多元性、多様性等を確保するため、特定の一の者が認定放送持株会社の**議決権**（株式）の33%（※）超を**保有することを制限**。
（保有基準割合制度）

※ 当該一の者が当該認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者と放送対象地域が重なる地上基幹放送事業者等である場合には、10%

② 基幹放送事業者間に上下（親子）関係の序列が生じることによる放送番組編集の業務への影響を考慮し、

- ・認定放送持株会社自身が**基幹放送事業者**となること
- ・認定放送持株会社の子会社である**基幹放送事業者**が他の**基幹放送事業者**を子会社化することを**制限**

※「12地域特例」と「BS放送特例」は「兄弟関係」による経営統合のみを解禁。

③ 認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者には、**地域向け自主制作番組**（放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組）の**確保に関する努力義務**が適用。

2-5 認定放送持株会社における「資産割合制度」

以下の資産割合制度は、認定放送持株会社には基幹放送事業者と同様の法的地位（外資規制の直接適用等）が付与されることを踏まえ、認定放送持株会社が**実態として放送事業者を主要な子会社とする持株会社であることを担保**することを目的として導入。（放送法第159条第2項第3号）

（例えば、本来は何ら放送事業とは無関係な大手鉄鋼メーカーが、地方のラジオ局を傘下に置いて認定放送持株会社に移行し、これによって放送法上の外資規制や保有基準割合制度を外国の大手鉄鋼メーカーによる買収からの防衛のために利用するような事態を防止する必要。）

『分子』 = 子会社等（※1）である基幹放送事業者等（※2）の株式の額（放送法施行規則第183条）

※1 子会社（50%超の出資）及び 関連会社（20%以上～50%以下の出資）

※2 a：基幹放送事業者、b：一般放送事業者、

c：主として放送事業の密接関連業務を行う者、d：基幹放送局提供事業者

50% <

『分母』 = 総資産の額から、次のものを控除した額（放送法施行規則第184条）

- ① 放送の業務の用に供する有形又は無形固定資産の額
- ② 子会社等以外の者に係る投資その他の資産の額
- ③ 子会社等である基幹放送事業者等に係る貸付金の額

(参考1) 認定放送持株会社の貸借対照表（資産の部）と資産割合制度の対応関係

資産割合の算定における「分母」: 、「分子」:  (50%超)

- ①放送の業務の用に供する有形又は無形固定資産
- ②子会社等以外の者に係る投資その他の資産
- ③子会社等である基幹放送事業者等に係る貸付金の額

資産の部	(放送関係)		(非放送関係)	
	子会社等に係る資産	左記以外に係る資産	子会社等に係る資産	左記以外に係る資産
流動資産				
現金預金				
短期貸付金	③ 			
有価証券				
他				
固定資産				
有形固定資産	① 			
無形固定資産	① 			
投資その他の資産				
投資有価証券				
関係会社株式		②	② 	
長期貸付金	③ 			
他				
繰延資産				

(参考2) 密接関連業務の内容

放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)第18条 (4) 抜粋

- ア 放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する業務
- イ 基幹放送事業者に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送に必要な施設又は放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要な施設の管理に必要な人員を供給する業務
- ウ 放送の進歩発達に必要な調査研究を行う業務
- エ 基幹放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務
- オ 基幹放送事業者の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務
- カ 基幹放送事業者において放送される放送広告を制作又は販売する業務
- キ 基幹放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務
- ク 基幹放送事業者の放送業務に係る不動産を賃貸又は管理する業務
- ケ 基幹放送事業者及び規則第183条各号に掲げる者(子会社に限る。)の管理を行う業務
- コ 上記に掲げるもののほか、これらに類するもの